

令和2年10月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和2年10月12日(月) 午前 9時30分から 11時45分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長	17番	渡邊	万里
委員	1番	望月	稔
	2番	小林	由朋
	3番	町田	玉江
	4番	荻田	丈仁
	5番	時田	修治
	6番	佐野	孝則
	8番	笹古	時男
	9番	池野	保
	10番	新舟	進
	11番	長尾	忠
	13番	佐藤	正職
	15番	鈴木	恵一
	16番	安藤	公男
	18番	涌田	充尚
	19番	伊藤	博

4.欠席委員

	12番	勝又	匠
	14番	藤田	博史

5.議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長	勝又	猛
統括主幹	栗田	宗明
主幹	野村	昌寛
主査	太田	久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め8番笹古時男君、9番池野保君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第33号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第53号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてまでの、計7件を順に議題に供します。
事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第33号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
大淵地区24番について事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ大淵地区24番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 場所は大淵第一小学校から北西に200mくらいのところですが。譲受人は申請地から車で5分くらいのところに住んでおり、お茶刈りなどの農業経営を家族3世代で行っている方です。現地を確認したところ、茶畑としてきれいに管理されていました。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 大淵地区24番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大淵地区24番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、今泉地区25番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ今泉地区25番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	<p>場所は新東名高速道路の新富士インターチェンジから北に200mほどのところにあります。現地を確認したところ、きれいに管理された茶畑でした。代理人に確認したところ、譲受人と譲渡人は兄弟で、以前から利用権を設定して譲受人が耕作を行っていたとのことです。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>次に、事務局から補足説明願います。</p>
事務局	<p>本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。</p>
会長	<p>今泉地区25番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 今泉地区25番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。</p>
会長	<p>次に、原田地区26番について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局議案6ページ原田地区26番 朗読)</p>
会長	<p>それでは、担当委員より説明をお願いします。</p>
委員(報告者)	<p>場所は東名高速道路の北側で、昭和自動車学校から北に100mほどのところにあります。譲受人と譲渡人は親戚で、譲渡人が相続により申請地を取得したが、農業経験が無く管理できないことから、譲受人に贈与したいということで今回の申請に至ったとのこと。現地を確認したところ、きれいに管理されておりました。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>次に、事務局から補足説明願います。</p>
事務局	<p>本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。</p>
会長	<p>原田地区26番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 原田地区26番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。</p>

会長	次に、浮島地区27番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ浮島地区27番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	場所は船津にある富士市東部スポーツ広場から北に1kmほどのところにあります。申請地は5年ほど前から耕作されていない荒れた茶畑となっていますが、広い道路に面する便の良いところです。譲渡人は会社員で、相続により取得したが、農業経験が無く耕作管理ができないことから売却を希望しています。譲受人はお茶やネギの耕作、製茶工場などを手広くやっている方です。申請は15平米ですが、隣接する沼津市分約4千平米もあわせて申請するとのことです。荒れている部分は、伸びた茶の木を抜根し、整地した上で茶園の再生を行っていくとのことです。一緒に農業をやっている息子さんが、お茶の活性化のため生産量を増やしたいということで今回の申請に至ったとのことです。何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	浮島地区27番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 浮島地区27番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。
会長	次に、議案7ページから8ページの継続審議案件ですが、これにつきましては後ほど審議いたします。
会長	次に、議案9ページの議第35号 非農地証明申請書の審議について、審議をお願いします。 大淵地区5番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案9ページ大淵地区5番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は福祉キャンパスから北に1kmほどのところにあります。申請者は会社員で、他に農地を所有していますが、そちらは貸して自分で耕作は行っておらず、耕作管理は難しいとのことです。現地を確認したところ、50年以上は経過しているヒノキ林となっており、下草もかなり伸びている状態でした。申請地周辺は山林であり、農地への復元は難しいと思っておりますので、山林への変更はやむを得ないかと思っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長	大洲地区5番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大洲地区5番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で非農地証明申請書の審議についての審議を終わります。
会長	次に、議案10ページの議第36号 租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予について、審議をお願いします。 岩松地区5番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案10ページ岩松地区5番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は岩松小学校から南西に300mほどのところにあります。申請者は2年ほど前に会社を辞め、家族と一緒に専業農家をされている方です。相続した農地で引き続き農業経営を行うので、相続税の納税猶予を受けたいとのことです。現地を確認したところ、自宅の周りがイチゴのハウスと梨畑となっており、きれいに管理されていました。今後も家族で管理していくとのことです。何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願います。
会長	岩松地区5番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 岩松地区5番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に、田子浦地区6番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案10ページ田子浦地区6番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は市営住宅早川団地から北に300mほどのところにあります。申請者は会社勤めをしながら米作りをしている方で、今回相続した農地で引き続き米作りを行っていくので相続税の納税猶予を受けたいとのことです。現地を確認したところ、水田としてきれいに管理されていました。自宅からも近く、申請者の年齢も57歳と何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願います。

会長	<p>田子浦地区6番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 田子浦地区6番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。</p>
会長	次に、伝法地区7番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案10ページ伝法地区7番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	<p>申請地はJA富士市本店北側の国道139号線から2本北側に入った、吉原小学校と小潤井川との中間のところにあります。申請者は相続した農地で引き続き農業経営を行っていくため、相続税の納税猶予を受けたいとのことです。現地を確認したところ、マルチをしくなどしてサトイモなどを作る畑としてきれいに管理されていました。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>伝法地区7番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 伝法地区7番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予の審議を終わります。</p>
会長	次に議案12ページからの報告案件について、事務局から説明願います。
事務局	<p>はじめに議案12ページから14ページをご覧ください。 報第51号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば賃貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数10件。 次に議案15ページから16ページをご覧ください。 報第52号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数3件。 次に議案17ページをご覧ください。 報第53号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、農地であったことをご報告いたします。件数2件。 今月の報告案件については以上です。</p>
会長	次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局	(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)
会長	次に、継続審議案件となっていました議案7ページから8ページですが、まず、農地法第3条大洲地区18番及び農地法第5条大洲地区20番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案7ページから8ページ大洲地区18番及び20番 朗読) 本日は申請者及びソーラーシェアリング協会、代理申請を行った行政書士がいらっしゃっていますので、以前に許可を行った場所の現状報告と、今回の申請地でどのような事業を行っていくのかについてお話しいただければと思います。よろしくお願いいたします。
申請者	本日はお時間をいただきありがとうございます。私は以前に許可をいただいた中野の案件と、今回申請している大洲の案件で栽培の指導などのアドバイスをさせていただいている者です。中野の現場でご指摘をいただきました事項に関しましては、橋の撤去、排水用の多孔管の設置、看板の設置については完了しております。大洲の案件につきましては、日本きのこセンターにご指導を仰ぎまして、問題なく栽培できる体制を作ることができていると思いますので、よろしくお願いいたします。
事務局	中野の案件については順調ということよろしいのでしょうか。
申請者	はい。中野の案件の栽培につきましては、当初は根腐れや生育不良をおこすところがありましたが、現在は補植や植え替えなどで試行錯誤しながら対応しているところであります。
会長	継続審議となっているこの案件についてですが、今の話だけではなく、以前に出た話も含めてご質問等がありましたらよろしくお願いいたします。 それではまず私から質問させていただきます。先日、現地を見させていただきましたが、確かに橋が撤去されているのは確認できましたが、真ん中のところの穴は何のためにあけてあるのでしょうか。
申請者	全体の排水用に暗渠が設置されていますが、何が原因か不明ですが十分に機能していないことから、集水ますと集水ますを多孔管でつなぐことで対応するためにあけたものです。
会長	深さはどのくらいでしょうか。
申請者	深さは以前に見ていただいた通りです。きちんと水が流れるかどうかを確認してから埋設しようと思っており、先日の雨で流れることが確認できましたので、これから埋設を行っていく予定です。
会長	それで大丈夫なのでしょうか。
申請者	工事に関しては、私たちは設備屋を本業としておりますので、現地の排水状況を見ながら、それに合わせて行っていきます。

会長	排水というのは作物にあわせて行う必要があるのではないのでしょうか。
申請者	大雨が降ったときに一定程度流れてしまうのは仕方ないのですが、暗渠がほとんど機能していないことから、1年位の長期にかけて、現状を見ながら必要に応じた工事を行っていく予定です。
会長	今のお話ですと、平面図にあるように直径200mmの多孔管を設置し、そこから水をしみこませて排水するというのでよろしいのでしょうか。現地を確認した際、多孔管の一部が埋められておらず、また、側溝との勾配がきちんと取られていないこと、多孔管が目詰まりをしないような対策が取られていないことを考えると、きちんと排水されるかどうか問題になるかと思います。
申請者	排水計画を立てた背景は、大雨により土砂が流出してしまうことを防ぐことが主な目的で、その他は現況に合わせて対処していく予定です。以前に比べて水溜まりは少なくなっていますし、毎日現場に人が入っているので、問題を発見したときに対処していくというのが現実的であり、水の流れや排水状況など見ながら周辺に影響しないようにしていくというのがベストではないかと思います。
会長	U字溝の方がうまく機能するのではないのでしょうか。
申請者	当初は側溝で対応していたのですが、年間を通して見てみると、あまりうまく機能していないようです。
会長	多孔管はあの状態で目詰まりしないのでしょうか。
申請者	集水ますと集水ますを繋げて水を流すようにするものなので、目詰まりをしても基本的に大丈夫だと思われます。
会長	皆様は何かご質問等はございませんか。
委員(質問者)	多孔管を入れているということですが、畑では基本的に直接土に埋めるものではなく、管の周りを砂礫層などにしてから、その上に耕作土をいれるようにしないと、目詰まりをして排水ができないのではないかを思います。
申請者	畑ですので、水を全部流すことが目的ではなく、一定程度は残るようにするため、堤防兼排水と考えています。
委員(質問者)	集水ますから集水ますまではきちんと勾配をつけて流れるようにしないと意味がないのではないのでしょうか。
申請者	この前の雨のときに集水ますにきちんと水が溜まっていたので、ある程度水の量が多ければ集水ますに集まってくると思います。ご指摘いただいた点は、現状を見て改善を行っていきたいと思います。

委員(質問者)	きちんと水が流れる状態かどうかというのは分かるのでしょうか。
申請者	それについては問題ありません。
委員(質問者)	先ほど指摘があったように、多孔管の周りを砂礫層にしなければ、排水として機能しないのではないのでしょうか。
申請者	多孔管はあくまで追加措置であり、排水としては暗渠を基本としています。
委員(質問者)	暗渠のパイプはどのくらいの太さのものを使用しているのでしょうか。私の地域の田んぼでは最低50mmのものをかなりの本数使用しています。かなり太いものではないと、まかないきれないのではないのでしょうか。
申請者	おっしゃることは分かりますが、初めて行っている事業であり、今のところパイプからあふれ出すといったケースは発生しておりません。
会長	暗渠はどの部分に埋設されているのでしょうか。
申請者	地図で黒い線で示されている部分です。
会長	以前に現地調査をさせていただいた際、水はけが悪く、サカキが植えられていない部分に設置したらどうかとお話させていただきましたが、その部分には設置されていないようですがどのような理由でしょうか。
申請者	植えていないのではなく、日差しが強すぎて葉枯れをおこしている状態のため、現在日を遮る作業とチップを入れる予定であり、現在資材を手配している途中です。
会長	上の方のまだ植えられていない部分はいつ頃着手する予定なののでしょうか。
申請者	そちらも同じようにチップを入れる予定であり、それが終わってからとなります。
会長	この部分には暗渠は設置されていないのでしょうか。
申請者	設置されておりません。
会長	以前に暗渠を入れた方がいいのではないかとアドバイス差し上げたかと思いますが、どうなっているのでしょうか。
申請者	アドバイスをいただきましたが、チップを入れることで対処していきたいと思いません。
委員(質問者)	チップを入れるというのは全面に入れるということでしょうか。

申請者	全面では無く、水の溜まるパネルとパネルの間に入れる予定です。
委員(質問者)	その部分に堀を掘って入れるということでしょうか。
申請者	そういったことはせずにそのまま入れる予定です。
委員(質問者)	そのようなことで水はけが改善されるとは思えないのですが。
申請者	それで駄目だった場合にはまた別の方法を考える予定です。
会長	それだと二度手間なのではないでしょうか。
申請者	おっしゃる通り二度手間、三度手間かもしれませんが、そのようにやっていくつもりです。
会長	こういったことは一回でやった方が早いのではないかと思います。
申請者	現場には毎日2名の社員が入っており、今後増やしていく予定です。今度は近隣の農家の方に入っていたらと思っています。
会長	現在現場に入っているお二人はどのくらい農業経験をお持ちなのでしょうか。
申請者	一名は全く経験がありませんでしたが、最近は作業に慣れてきており、自分でも何か作物を作ろうかと言っていました。
会長	誰かにこうした方がもっと良くなるのではないかなどのアドバイスを受けるお考えはありますか。
申請者	ありません。現時点で以前に比べて水溜まりは少なくなっており、必要に応じて植え替えを行っています。水はけについては、一部水を吸っていないサカキがあり、上に太陽光パネルがあつて上から水がかからない関係上、土にある程度の水分を残す必要があるため、試行錯誤している段階です。排水計画は近隣に迷惑がかからないようにすることを大前提としているため、内部についてはケースバイケースで最善となるように対応していきたいと思っています。
会長	施工に関して申し上げることはありませんが、営農型である以上、畑をしっかりとやっていただかないと次の許可はできません。今ならまだ間に合うと思いますので、早いうちにキチンと収穫できるような形にさせていただくようお願いします。今のお話ですと、畑を作っているプロである農業委員の立場からすると、疑問に思う部分があります。
申請者	この方法は私の信念に基づいたものであり、今月には浜松市で農業法人を立ち上げ、向こうの農家の方と一緒に普通の農業も行っています。

会長	浜松市とは気候が違いますし、土の状態も違うと思います。水はけが悪いのは何が原因だとお考えですか。
申請者	水溜まりは邪魔ですが、2年目・3年目のサカキの苗についてはもっと水があった方が良いと思っていますので、今の状態で私はそんなに水はけが悪いとは思っていません。成木になったときはそこまで水が必要にはなりませんので、そのときには色々考えようと思っています。
会長	サカキの苗には水があった方が良いというお話ですがいかがでしょうか。
委員(意見者)	水が溜まってしまうような場所では根腐れを起こしてしまうと思います。
申請者	そういった場所はいくつかありますが、そこについてはチップを入れるなどの対策を行っていきます。
委員(意見者)	チップを入れるということですが、場合によっては細菌が繁殖し、かえって全体の土を入れ替える必要が発生してしまう可能性があると思います。
会長	生のチップを入れるとモンパ病が発生する可能性があり、もし発生すると土を入れ替えなくてはならないため、それよりは明渠を何本か入れる方がよいのではないかと思います。水が必要ということであれば、以前雨水のタンクを設置するというのでしたので、それを使用すれば済むと思いますし、必要なところにスプリンクラーを設置するという方法もあると思います。
申請者	以前にそのように説明させていただきましたが、やはりまずは費用をかけないような形で進めていきたいと思っています。
会長	営農型太陽光発電は通常の収量の8割を確保する必要があり、それができると見込めるくらいに順調に進んでいるのでしょうか。
申請者	私の中では順調に進んでいると思っています。
会長	また折を見て現地にて生育状況などを確認させていただきたいと思いますが問題ないでしょうか。
申請者	問題ありません。ご自由にご確認ください。私たちも初めて参入した農業で、コンサルを受けながら試行錯誤している段階です。排水についても色々な方法を組み合わせ合わせておりますが、費用対効果もあってなかなかうまくいっていません。しかし、この部分はしっかりやっていかなければならないと思っています。
会長	他にご質問ございませんか。

委員(質問者)	先ほどお話しいただいた暗渠についてですが、資料にはパイプの太さについての記載がありませんが、どのくらいのものを使用しているのでしょうか。
申請者	はっきりとは覚えていませんので、事務所に確認したいのですが、おそらく200mmだったかと思います。
会長	先ほど委員から話がでたように、単純に多孔管を埋めるだけではなく、その周辺もきちんと施工する必要があるのではないのでしょうか。
申請者	あまり排水されてしまっても問題が出てしまうと思います。皆様のおっしゃることもわかるのですが、あくまで私たちの耕作地ですので、私たちが困らないような形を考えさせていただきたいと思います。
会長	上に物が乗っていると下がジメジメしてしまうため、排水はしっかりした方がいいのではないかと思うのですがいかがでしょうか。
申請者	サカキの場合は基本的に山の中のジメジメしたところで育つ作物です。営農型での育て方の正解は今のところ分かっていません。実際にやって成功している事業者が熊本にあり、その方に電話などで聞いたところ、当初はやはり水が問題となり、成木と同じくらいと思っていたところ、1・2年目の苗は多いくらいでいいということでした。
会長	あの場所では耕作土を後から入れていますので、そういった場所は大変になると思いますが、きちんと耕作地全体を使わなければ収穫量は増えませんが、そのためにどうしていくのかをお聞きしている状況です。
申請者	一定量の収穫量がなければ許可が取消になってしまうため、私たちとしてはそうならないように一生懸命やっています。
会長	それでしたら、まだ間に合う今のうちにいろんな方のアドバイスを聞いて、しっかりやっていく方がいいのではないのでしょうか。
申請者	アドバイスを取り入れたいのはやまやまですが、聞く方によってこうした方がいいのではないかという答えが異なるため、私としてはチップを入れることで対応していきたいと思っています。
会長	単にチップを入れるだけでは病気が出る可能性があるため、そういったことに対するアドバイスをしてくださる方はいらっしゃるのですか。
申請者	そういった方はおりません。
事務局	農業委員の皆様は失敗が許されない農家としてお話しされており、失敗しても次にまたやればいいのかという申請者の方と合わないのではないかと思います。
申請者	今年2年目に入りましたので、収穫は来年の秋を予定しています。

事務局	現時点で植えられていない部分があり、遅れが出ているのではないのでしょうか。
申請者	あの部分は2年目の苗を植えかえる場所として使用する予定です。
事務局	毎年収穫量などの報告が義務付けられていますし、営農型太陽光発電の許可は3年の一時転用となっているため、適切な営農がされていない場合は許可の取り消しや次回の許可がされないこととなります。
会長	来年秋ごろに収穫予定とのことですが、出荷先の予定はあるのでしょうか。
申請者	関東圏の市場や直売所を考えていますが、まだ話だけの段階です。
会長	どのくらいの収穫量を予定されていますか。
申請者	250束程度を見込んでいます。
委員(質問者)	こういったものは大きさによって規格がありますが、どのくらいの大きさのものを出荷する予定なののでしょうか。
申請者	出荷先に合わせたものにする予定です。
会長	農地の面積に対して収穫量はいかがでしょうか。
委員(意見者)	市場によって1束の大きさは変わりますので、どのくらいの規格で考えているかによります。私は南関東の市場に出していますが、長さ80cmくらいで5kgが1束です。
申請者	私たちも同じような形で市場に出していく予定です。
会長	今の生育状況で間に合うのでしょうか。
申請者	間に合わせるようにします。
事務局	今回の申請地におけるシイタケ栽培の営農計画書や栽培計画書、遮光率などについてご説明をいただければと思います。

申請者	大淵の案件では、遮光率は100%です。寒冷紗で覆い、中にスプリンクラーを設置する予定です。ただ、日本きのこセンターからアドバイスをいただき、風通しを確保できるよう、寒冷紗を上げられるような形にする予定です。また、そのほかにも作業スペースと、乾燥シイタケとして出荷するための乾燥機、保存用の冷蔵庫についてもアドバイスをいただいたので、これらを設置する予定です。シイタケは『240』という品種を使用予定ですが、いくつかの品種を取り寄せておき、生育状況によっては別のものに切り替えます。木の組み方については、日本きのこセンターの方に現場に来ていただき、相談の結果、井桁を採用しました。収穫のときは、三角形に組んで行う予定です。原木の調達についても日本きのこセンターを通じて、今月中には発注を行う予定です。
会長	イノシシ等の対策はどのようにされるのでしょうか。
申請者	周辺をフェンスで囲む予定ですが、飛び越えるなどして作物に被害が発生するようであれば、さらに対策を行います。
会長	近くでシイタケ栽培をされている方にアドバイスを受ける考えはあるのでしょうか。
申請者	受ける考えはあります。ただ、山の中でやっている方がほとんどで、今回のように圃場でやっている方はあまりいらっしゃらないようですが、日本きのこセンターの方が何人かご存じのようですので、ご紹介いただきたいと思っています。
会長	いままでシイタケ栽培を行ったことはあるのでしょうか。
申請者	シイタケ栽培は行ったことがありません。
会長	その他にご質問等はございませんか。 (質問なし)
事務局	他にご質問等が無いようですので、申請者の方は退席してください。
会長	確認が必要な事項がありましたら連絡させていただきますので、対応をよろしくお願いします。
申請者	分かりました。 (申請者退席)
事務局	それでは先ほどの説明などを含め審議をお願いいたします。
会長	以前に許可した中野の方も何か不安があってしっくりはこない状態であり、今後どのようになるのかと思うところですが、みなさんはいかがでしょう。
委員(意見者)	やはり排水が少し不安なところですが、上の方にチップを敷いたくらいでは追い付かないのではないかと思います。

会長	設備工事の会社であり、プロだということでもいろいろなことを聞きましたが、答えがしっくりこないという印象でした。
委員(意見者)	排水管の傾斜が上がったり下がったりしているのではないのでしょうか。
会長	現地にはユンボがありましたので、それを使って掘れば上手く勾配をつけられるはずですが、途中で盛り上がってしまっている場所がありました。また、排水管は暗渠となっているため、少し掘って確かめたところ、排水管に空いている穴が小さく、目詰まりしていました。
委員(意見者)	農家が田んぼなどで使っている暗渠パイプとは穴の大きさなどが違うものなのではないでしょうか。
会長	そういったものとは違うもので、穴の大きさも小さく点々と空いているだけでした。パイプとしては小さく、土が直接乗っていることから目詰まりをおこしていました。
委員(意見者)	通常そういったものを作る場合、パイプ周辺に玉石などである程度の層を作ってから耕作土を入れないとパイプを入れる意味がないと思います。
会長	継続審議とするか、一旦許可して報告書や現地確認などを行っていくかになると思いますが、いずれにしても難しい判断となります。
事務局	結局細かい部分を指摘したとしてもきりがなく、申請者も事業として行っている以上取り下げるといことも考えにくいと思われます。できていなければ3年後の次の申請の際は許可しないか、果樹ということでもう3年継続して様子を見るかになるかは思いますが、今の時点で細かく指摘する意味はないと思われます。
委員(意見者)	本業の関係からきちんとやるということですから、そのあたりのことをしっかりと記録しておき、次の申請の際にそのあたりを確認して、できていなかった場合には許可をしないということになるかと思えます。
事務局	法的な基準からすると、他の市町では許可になると思いますが、しっくりこない状況でもあると思います。現地確認の際、会長にも同席してもらいましたが、根腐れをしているのかなにか、申請者が言うには日差しが強すぎることによる葉枯れとのことですが、3分の1から4分の1程度が何も植えていない状態でした。そこについてどのような改善を行うのか聞いてましたが、2年目のサカキの苗木を持ってきて植えるとのことでしたので、それで対応できるのかとは思いますが。
会長	それだけではまた枯れてしまうのではないかと思います。
委員(意見者)	やはり元から改善しなければ、2年目の苗木を他から持ってくるだけでは不十分ではないかと思えます。
会長	今後のことも考え改善していただくようお願いしても、聞き入れてもらえないとなると、あまりいい印象にはならないと思われます。

事務局	申請者が考えていることと、こちらで考えていることが根本的に異なっており、申請者は苗木の段階では水がたぐさないと困ると考えており、こちらとしては排水をきちんとするように考えているのが原因ではないでしょうか。
委員(意見者)	苗木の段階だとしても、水がありすぎれば根腐れをおこすのではないのでしょうか。
委員(意見者)	現地の写真などはあるのでしょうか。
事務局	現地調査の際に撮影した写真はデータで残してあります。
会長	植物の栽培に水が必要というのは当然分かるのですが、それは必要な時に供給することであって、土がいつもジメジメしていることではないと思います。
委員(意見者)	雨が降ったときなどに、どのように変化していくのかを映像などで残しておいてもらうとわかりやすいのではないのでしょうか。
事務局	やはりこちらが指摘した事項について聞いていただけないというのが一番困ってしまうことではないのでしょうか。
委員(意見者)	申請者は排水工事のプロですが、こちらはそれについては素人であり、分からないから聞いていることについてあのような対応では困ってしまいます。
委員(意見者)	質問に対して返ってくる答えが何か場当たりのというかその場のぎで、たとえばチップを入れることについて、駄目だったらまた考えますというような答えでした。コストをかけたくないというのも理解できるのですが、最低限やるべきことをやらなければならないと許可はできないと思います。だとすれば、こちらが許可できるような材料を提供してもらいが必要があり、分からないままでは判断できないと思います。
委員(意見者)	こちらが指摘したことについて、修正するとは言っていませんでした。
会長	その通りです。
委員(意見者)	出荷についても、どこの市場にどのくらいの規格・数量でいつから出荷するのか具体的に決まっておらず、ただ市場に出荷するという誰でも分かるものでは計画になっていないのではないのでしょうか。
会長	こういったことについて少しは考えていただきたいところです。
委員(意見者)	市場に出すとしても、どのくらいの需要があるのかをきちんと把握しないと、シキミなどは大量に出すと値崩れしますから注意が必要です。

委員(意見者)	サカキなどは枝などが三角形になったものが需要が高く、そういったものがきちんと育つかどうか問題になるかと思えます。
会長	2年目の苗木を持ってくるとのことですが、排水をきちんとするようお話してもあの回答ではいかなものでしょうか。太陽光発電のお金さえ入ってくれば営農はどうでもいいという考えでは許可はできません。そのあたりをきちんと理解していただけているのか不安なところです。
委員(意見者)	暗渠が入っているとのことですが、農業委員会側で掘って本当に入っているかどうか確認することは可能でしょうか。
事務局	可能だとは思いますが、そこまで深い所に入っているわけではないようですので、大掛かりな試掘ということにはならないかと思えます。
委員(意見者)	耕作土が30cmくらいしか入っていないため、掘ったとしてもそのくらいです。
会長	許可するとしても、暗渠か明渠かはどちらでもいいとして、排水についてしっかりするという条件付けをしたいところですが、そこまでは難しい状況だと思います。
事務局	会長のおっしゃるようにあくまで別の場所のことであり、許可の条件とすることは難しいです。しかし、これだけ指導された上で、次回の申請時に条件が満たせていない場合には更新は認めないということになるかと思えます。いずれにしても結果が出る可能性もある以上、それを原因として別の許可を認めないということではできないかと思えます。委員の皆様からすると問題が多く残っていると思われそうですが、一番の懸案事項であった無許可の橋については撤去が完了しましたので、一定の成果はあったと思われします。次回の更新ために今回の記録を残しておくことでいかかでしょうか。
会長	農業委員会ですら許可を出す以上、こちらの指導に背くということではできないということではよろしいでしょうか。
事務局	背いた結果、収穫量等の条件が満たせなくなった場合には許可が取り消されることになることは理解してもらったうえで許可書を発行することになるかと思えます。
会長	ソーラー発電ありきという考え方が見え見えで、思う所がないわけではありませんが、許可しないということもできないと思えます。
委員(意見者)	本来の制度としては営農の推進を目的としていますので、しっかりとした農業をやってもらうというのが前提ですが、売電収入を主に考えていたとしても、法律的には進めなければならないということであれば、きちんとした計画の順守と、指導に従わない場合には許可が取消になるということ念押ししなければいけないのではないのでしょうか。そうでなければ、次の更新の際に、やはり場当たりの回答で更新を希望するようになる可能性があります。
会長	他にご意見等はございませんか。
	(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大淵地区18番及び20番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、大淵地区23番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案8ページ大淵地区23番 朗読)

会長 大淵地区23番についてご質問ございませんか。

委員(質問者) 譲受人は別の太陽光発電事業を行っていなかったでしょうか。

事務局 出ていますが、そちらは営農型ではなく、通常の太陽光発電事業です。

委員(意見者) 近隣の人からすると、放置されて草だらけになっているよりは、太陽光発電でも管理してくれる方が良いのではないのでしょうか。

委員(質問者) 今回の申請地は第3種農地ということでよろしいでしょうか。

事務局 はい、その通りです。

会長 申請者から提出された資料には収穫を行ったと書かれていますが、どのような状況なのでしょう。

委員(意見者) 時々現地を見に行きますが、雑草は刈ってあり、ミウガの花がぽつぽつを咲いている状態でした。収量については不明です。

会長 他にご意見等はございませんか。

委員(意見者) 先ほどの案件と同様の状況ではないのでしょうか。

会長 こちらから言わないときれいにしないという状況では、他の場所でも同様ではないかと思ってしまう。先ほどと同様にソーラー発電ありきという印象です。こちらについては、別の方が耕作している案件だったと思いますがいかがでしょうか。

事務局 おっしゃる通り耕作者は別に設定されています。その方がしっかり耕作していれば問題なく許可されたはずでしたが、営農型太陽光発電事業でしっかりと耕作ができていないことから今回のようなことになっております。今回の案件の譲渡人にはそのあたりのことは関係ありませんので、そのあたりも加味していただければと思います。

委員(意見者)	申請者はそういった事業を生業として行っている方ですので、富士市でそういった許可が出やすいということになるとどんどん増えていってしまうのではないかと思います。ですので、許可をした事業者などに対して、一度でも許可した内容に違反した場合、今後は受付を行わないなどの対応はできないのでしょうか。
事務局	そういった対応は難しいと思います。
委員(意見者)	次から次に出てきた場合、今回と同じような議論をしなければならなくなってしまうのではないのでしょうか。
会長	ですので、今回同じような案件が2件出ておりますので、可能な限りの厳しきで決めた方が、今後同じような案件で時間を費やすことがなくなると思われます。
委員(質問者)	確認ですが、営農型太陽光発電事業で、守らなければならない最低限の基準というものは定められているのでしょうか。
事務局	営農型太陽光発電事業は、通常の収量の8割を確保することが条件とされています。先ほど排水について議論していたのは、この収量の基準を満たせなくなるのではないかとこの可能性について話をしていたこととなります。
会長	この基準が満たせない場合には次の許可ができないため、今の時期から対応しておけばその頃にはまだ間に合うのではないかと考えて話をしているのですが、上手くいかなければ別の所から持ってくるという回答でした。しかし、この基準の考え方からするとその対応はおかしいのではないかと思います。
委員(質問者)	報告書には収穫作業を行ったと書かれていますが、具体的な収量についての記述がありませんし、報告書という割には具体的な数字が出ておらず、上から目線というか、聞かれたから仕方なく答えたという印象を受ける内容ではないのでしょうか。
事務局	今回の案件は営農型太陽光発電ではなく、通常の太陽光発電での転用ですので、この機会に営農を行っている事業者への指導を行ったとしても、それが改善されるまで新しい許可を出さないというのも難しいと思われます。
会長	他にご意見等はございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区23番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
会長	以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を終わりとします。 以上で議事はすべて終了しました。

令和2年10月12日

農業委員会会長

同委員

同委員
